

# ケアプランサービス KAKU家重要事項説明書

〈令和3年8月1日現在〉

当事業所は、契約に基づき指定居宅介護支援事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

## 1. 当社の概要

法人種別・名称	株式会社かど家（かぶしきかいしゃ かどけ）
代表者名	代表取締役 角家 美代香
本社所在地	〒811-1352 福岡市南区鶴田三丁目21番37号
連絡先	電話番号 092-986-2940
設立年月日	令和3年5月13日

## 2. 事業所の概要

事業所名	ケアプランサービス KAKU家
所在地	〒811-1352 福岡市南区鶴田三丁目21番37号
事業者指定番号	4071105755
指定年月日	令和3年8月1日
管理者 ・ 連絡先	管理者：角家 美代香（かくや みよか） 電話番号：092-986-2940 FAX番号：092-986-2941
サービス提供地域	福岡市・那珂川市・春日市
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時まで
休日	土曜日・日曜日 祝祭日 8月13日～15日及び12月29日～1月3日

## 3. 事業所の職員体制

職種	管理者	介護支援専門員
従事するサービスの種類・業務	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
人員	1名（常勤兼務1名）	1名（常勤兼務1名）

#### 4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員は、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
運営方針	(1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービス・指定特定相談支援事業所との連携に努める。

#### 5. 当事業所が提供するサービスの内容と提供方法

##### (1) 契約について

居宅サービス計画の作成申込みを受け、ご自宅に訪問して介護保険制度や居宅介護支援及び介護サービス等の説明を行い、契約書を取り交わします。

##### (2) アセスメント

居宅にて面談を行い、利用者が日常生活を継続又は向上させていく上で抱えている問題点や経済・医療・介護等の諸問題を丁寧にヒアリングし、課題分析を行いながら、身体機能状況・精神心理的状況・社会環境的状況等を整理することで、「利用者が日常生活を送る上で困っている状況」及び「その状態を解決又は緩和するための目標と期限」を定めます。

##### (3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びそのご家族と一緒に「どのように生活したいのか」などの介護等に関する意向を元に話し合いを進め、介護支援専門員は具体的な支援について、利用者及びそのご家族等へ説明を行い、理解を得るようにします。

##### (4) 具体的な居宅サービス計画の作成

(3) を受けて生活課題（ニーズ）について、援助目標や期間を設定し、達成するための援助内容・サービス事業所を利用者本人及びそのご家族等が介護支援専門員より情報の提供を受けて決定し確定していきます。

- (5) 居宅サービス事業との連絡調整
- (6) 居宅サービス計画の最終決定

サービス担当者会議を開催、又は居宅サービス等の担当者に対する照会等を行うことにより、居宅サービス計画を検討し、各々の専門的立場から意見を述べ、修正を加えつつ居宅サービス計画を最終決定していきます。
- (7) 居宅サービス計画の交付

最終決定した居宅サービス計画を利用者に説明し、同意を得て交付します。
- (8) 生活状況の把握とモニタリング

月1回以上居宅を訪問し、利用者又はご家族等と面談して、利用者の日常生活動作能力や社会状況等の変化によって生活課題（ニーズ）が変化していないか、居宅サービスを提供している事業者が適切な内容のサービスを継続して提供しているかを把握し、生活全般を通して評価します。
- (9) 居宅サービス計画の再確認

定期的なモニタリングにおいて、生活課題（ニーズ）の変化が見られる場合、又は生活課題が充足できずに生活上の困難が生じていることが明らかになった場合に課題分析、援助目標の設定と居宅サービス計画の再作成を行います。
- (10) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となり、利用者又はそのご家族等が介護保険施設への入院・入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図ります。
- (11) 給付管理
- (12) 要介護認定に係る必要な援助や相談援助等
- (13) 医療サービス等の必要性

訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な場合は、当該医療サービスに係る主治医等の意見を求め、意見を求めた主治医に対して居宅サービス計画を交付します。医療サービス以外の指定居宅サービス等が必要な場合は、当該指定居宅サービス等に係る主治医等の医学的見地からの留意事項を尊重します。
- (14) 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、介護支援専門員が把握した利用者の状態等については、主治医又は歯科医師、薬剤師等に必要な情報の伝達を行います。

## 6. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援の提供に先立ち、介護保険被保険者証に記載された内容

- (被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった時は速やかに当事業所までお知らせください。
- (2) 利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業所等について、複数の事業所等の紹介を求めることができます。また、当事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めるすることができます。
- (3) 事業者は利用者の主治医及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。これは利用者の疾患に関する対応を円滑に行うことを目的として行うものです。
- (4) 事業所は関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な居宅サービス計画の提供に努めます。

## 7. 利用料及びその他の費用

### (1) サービス利用料

サービス利用料については別紙の通りです。(別紙2-1・別紙2-2)  
介護保険適用となる場合は、別紙利用料(別紙記載加算含む)をお支払いいただく必要はありません。

但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その際は一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、お住まいの各市町村の介護保険課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

### (2) 交通費

介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費交通費(実費)の支払いが負担していただくことがあります。

### (3) 解約料

解約に関する料金は一切頂きません。

## 8. サービス利用に関する留意事項

### (1) 介護支援専門員の交替

#### ①利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の介護支援専門員を指名することはできません。

②事業者からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

その場合は、利用者及びそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。

(2) 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するとともに、保険者及び利用者のご家族等に連絡及び報告します。

9. 当社のサービス方針等

(1) 私たちは、一期一会を大切に、ご利用者及びそのご家族との対話を大切にします。利用者及びそのご家族の声に耳を傾け、その気持ちに寄り添いながら質の高いサービスを提供できるよう努めます。

(2) 私たちは、この事業に従事する全ての者に定期的に教育、研修、訓練を行い、常に資質の向上を図ります。

10. 相談窓口・苦情対応サービスに関する相談・苦情に対する窓口

当社お客様 ご相談受付窓口	電話番号 092-986-2940 FAX番号 092-986-2941 相談員(責任者) 角家 美代香 対応時間 平日午前9時~午後5時
------------------	--

11. サービスに関する相談・苦情に対する公的機関窓口

福岡市 介護保険 苦情相談窓口	南区福祉・介護保険課 電話番号 092-559-5125 東区福祉・介護保険課 電話番号 092-645-1069 博多区福祉・介護保険課 電話番号 092-419-1081 中央区福祉・介護保険課 電話番号 092-718-1102 城南区福祉・介護保険課 電話番号 092-833-4105 早良区福祉・介護保険課 電話番号 092-833-4355 西区福祉・介護保険課 電話番号 092-895-7066 那珂川市・高齢者支援課 電話番号 092-953-2211 春日市・介護保険担当 電話番号 092-584-1122
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7813

重要事項説明日 令和 年 月 日

- ・ 居宅介護支援契約の締結にあたり、上記書面にて重要事項を説明しました。

**【事業者】**

所 在 地 福岡市南区鶴田三丁目 21番37号

事 業 者 名 ケアプランサービス KAKU家

説 明 者 角家 美代香 印

- ・ 居宅介護支援契約の締結にあたり、上記書面にて重要事項の説明を受けました。

**【利用者】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

印

**【家族又は代理人】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

印